

**改正**

平成19年12月28日告示第253号

平成20年 8 月27日告示第167号

平成21年12月 7 日告示第185号

平成25年 5 月31日告示第152号

平成30年 4 月 1 日告示第66号

伊賀市入札参加資格に関する要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、本市が発注する建設工事（製造を含む。）、測量・建設コンサルタント等、物品等の供給及び役務等の提供の請負等に係る競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査の申請手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の参加資格)

**第 2 条** 建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等の供給及び役務等の提供に関する入札参加資格を得ようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。ただし、市長において特別に理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 市税及び国税（所得税又は法人税及び消費税及び地方消費税）を滞納していない者であること。

2 建設工事の入札参加希望者は、前項に定める要件のほか、次の各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項に定める建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第 1 項の規定する経営事項審査を受けていること。

3 測量・建設コンサルタント等の入札参加希望者は、第 1 項に定める要件のほか、次の表の左欄に掲げる業務の区分のうち、入札参加資格の審査を申請しようとするものについて、同表右欄に定める登録等を受けている者でなければならない。

業務の区分	登録等
測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録
土木関係建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録
建築関係建設コンサルタント	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（ただし、冷暖房、衛生、電機、機械設備積算、電機設備積算、調査部門に希望する場合はこの限りではない。）
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録
補償関係コンサルタント	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録
その他のコンサルタント	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録、司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項による登録又は官公庁の許可、認可、登録等（当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。）

4 物品等の供給及び役務等の提供の入札参加希望者は、第1項に定める要件のほか、当該物品等の供給又は役務等の提供を行うことについて、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ていなければならない。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、前各項に掲げる要件以外の要件を入札参加資格として定めることができる。

（入札参加資格審査の申請）

**第3条** 入札参加希望者は、市内業者（市内に本店を有する者をいう。以下同じ。）、準市内業者（市内に支店、営業所等を有する者をいう。以下同じ。）、県内業者（県内に本店、支店、営業所等を有する者をいう。以下同じ。）、県外業者（県外に本店、支店、営業所等を有する者をいう。以下同じ。）の区分に応じて別に定める期間内に、入札参加資格の審査の申請（以下「定期申請」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加希望者は、随時に入札参加資格の申請（以下「随時申請」

という。)をすることができる。

3 定期申請及び随時申請（以下「定期申請等」という。）をしようとするものは、建設工事、測量・建設コンサルタント等については公益財団法人三重県建設技術センター（以下「技術センター」という。）へ、物品等の供給及び役務等の提供の請負等については三重県市町総合事務組合（以下「事務組合」という。）へ入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本又は身元証明書
- (2) 印鑑（登録）証明書
- (3) 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 建設工事の入札参加資格に係る定期申請等をしようとする者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

- (1) 建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていることを証する書類
- (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の9に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (3) 営業所一覧表
- (4) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格に係る定期申請等をしようとする者は、第3項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条第3項の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表右欄に定める登録等を有することを証する書類の写し
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 物品等の供給又は役務の提供の入札参加資格に係る定期申請等をしようとする者は、第3項各号に掲げる書類のほか、当該物品等の供給又は役務の提供を行うことについて、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ていることを証する書類又はその写しを申請書に添付しなければならない。

(資格審査及び登録)

**第4条** 前条の申請に係る審査は、技術センター又は事務組合で行い、入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）を市長が入札参加資格者名簿に登録するものとする。

（資格の有効期間）

**第5条** 定期申請による入札参加資格の有効期間は、建設工事、測量・建設コンサルタント等は当該定期申請に係る資格審査を実施する年度の翌年度（以下「翌年度」という。）の6月1日から、物品等の供給及び役務等の提供の請負等においては翌年度の4月1日から、それぞれ4年間とする。

2 随時申請をした場合における入札参加資格の有効期間は、当該随時申請に係る資格審査実施する月の翌月の1日から、前項の規定により定められた入札参加資格の有効期間の満了日までとする。

（変更の届出）

**第6条** 入札参加資格者は、申請書及びその添付書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに入札参加資格者変更届を技術センター又は事務組合に提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

**第7条** 市長は、入札参加資格者が第2条に定める要件を満たさなくなったとき、又は詐欺その他不正行為により入札参加資格を得たと認めるときは、その者の入札参加資格を取消すものとする。

2 市長は、入札参加資格者から入札参加資格の取消しの申出があったときは、その者の入札参加資格を取消すものとする。

3 市長は、入札参加資格者が入札参加資格の有効期間中に悪質な不正行為を行ったと認めるときは、その者の入札参加資格を取り消すことができるものとする。

（補則）

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年12月28日告示第253号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年12月28日から施行し、改正後の伊賀市入札参加資格に関する要綱は平成19年12月14日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の伊賀市入札参加資格に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の伊賀市入札参加資格に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成20年 8 月27日告示第167号）

この告示は、平成20年 8 月27日から施行する。

**附 則**（平成21年12月 7 日告示第185号）

この告示は、平成22年 1 月12日から施行する。

**附 則**（平成25年 5 月31日告示第152号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年 6 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 3 項の規定は、平成26年度以後の定期申請等について適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、物品等の供給及び役務等の提供の請負等について、現に入札参加資格参加者名簿に登録されている者の資格の有効期間は、第 5 条の規定にかかわらず、平成26年 3 月31日までとする。

**附 則**（平成30年 4 月 1 日告示第66号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。